



平成26年5月27日
九州地方整備局

女性技術者・若手技術者の登用・育成等 を促進する工事を実施します

これまでに、建設投資が減少し続けてきた結果、建設業の魅力の低下とともに若手技術者の入職の減少や入職後の離職率も高くなっています。今後、豊富な経験や技術力を有する世代が引退を迎えた際、次世代への技術力等の継承が危ぶまれることから、若手技術者の確保・育成が重要な課題となっています。

また、日本の成長戦略の一つである女性の社会進出に対しても、建設業からのアプローチが必要となっており、女性技術者が働きやすい職場環境とするための取り組みが必要となっています。

一方、持続的な経済成長の実現と安心・安全な社会基盤を着実に整備するため、公共工事の円滑な予算執行が極めて重要となっています。

また、4月からの消費税率引き上げの影響による景気の落ち込みも懸念されており、入札不調や不落による予算執行の足踏みを避け、平成25年度補正予算や平成26年度当初予算の早期執行を入札・契約制度の面から不調・不落対策を行い、その影響を最小限に抑える事としています。

今回、九州地方整備局においては、建設現場において責任ある立場で女性技術者や若手技術者を配置する工事の実施、女性技術者に対する企業の取り組みを総合評価で加点する工事の実施及び現場代理人の工事实績を監理（主任）技術者と同等に評価する事により優れた現場技術者の活用促進を図る工事の実施、また、民間技術力の活用による更なる品質の向上を図る工事の実施など、新たな総合評価落札方式の試行に取り組みます。



【平成26年度試行項目】

【Ⅰ】女性がもっと活躍できる建設業を目指して ～女性技術者の登用を促進～

1. 配置予定技術者〔監理（主任）技術者〕に女性技術者を入札参加要件とする工事を実施し、建設現場において責任ある立場での女性の登用を促進
2. 入札参加企業のうち、女性も安心して働きやすい環境づくり（家事・育児・介護、福祉）等の取り組みを総合評価で加点する試行を実施し、女性の働きやすい職場環境づくりを促し工事の品質向上に寄与
3. 女性技能者の現場配置を積極的に取り組み、施工に従事させたことが確認できた場合は工事成績で加点評価し、女性の感性が活かされるきめ細やかな施工による品質向上を図る

【Ⅱ】建設業の将来の担い手確保に向けて ～若手技術者の登用・育成の促進～

1. 配置予定技術者〔監理（主任）技術者〕に若手技術者（40歳以下）の配置を入札参加要件とする工事を実施し、将来の担い手の登用・育成を促進
2. 若手技術者（35歳以下）の現場配置を行っている企業を総合評価で加点する工事を実施し、将来の担い手の育成を促進

【Ⅲ】参加要件緩和による競争参加機会の拡大 ～入札不調・不落対策～

1. 現場代理人の工事实績を監理（主任）技術者と同等の評価とする工事を実施し、技術者不足を緩和
2. 入札参加要件（同種工事の施工実績における工種や数量規模）を緩和する工事を実施し、入札参加機会を拡大

【Ⅳ】民間技術力を活用する多様な入札方式の展開 ～技術提案重視型の展開～

1. 大手総合建設業の技術力活用による工事を実施し、更なる品質を確保
2. 地元建設業の技術力活用による工事を実施し、更なる品質を確保
3. 現場条件を熟知した地元建設業の技術力活用による工事を実施し、更なる品質を確保

問い合わせ先

九州地方整備局 代表電話番号：092-471-6331

九州地方整備局 企画部 技術開発調整官 はるた 春田 よしのぶ 義信 (内線3120)

技術管理課 課長補佐 のじり 野尻 ひろと 浩人 (内線3313)

九州地方整備局

[I]女性がもっと活躍できる建設業を目指して ～女性技術者の登用を促進～

▼日本の成長戦略の中で、女性の社会進出が重要課題の一つに挙げられたところ。

日建連では3月に女性技能労働者活用のためのアクションプランを策定している。

また、去る4月24日に国交相と業界5団体トップとの会談で、女性を積極的に活用していくためのアクションプラン「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(仮称)を共同で策定するとされたところ。

- 〔目標〕
- ・女性の担い手確保を建設業の国内人材育成・確保策の柱の一つに位置付ける
 - ・女性技術者・技能労働者を5年以内で倍増を目指す

【平成26年度試行項目】

1. 配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕を女性とする試行工事の実施

・配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕に女性技術者を入札参加要件とする工事を実施し、建設現場において責任ある立場での女性の登用を促す

【女性技術者配置型】

- ・入札参加要件における配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕を女性とする

【対象工事】

- ・道路、河川で各々1工事

2. 安心して働きやすい環境づくりへの取り組みを評価する試行の実施

・入札参加企業のうち、女性も安心して働きやすい環境づくり(家事・育児・介護、福祉)等の取り組みを総合評価で加点する試行を実施し、女性の働きやすい職場環境づくりを促し工事の品質向上に寄与

また、女性が働くため必要となる施設・設備等の実費計上を行う

⇒女性が安心して働きやすい職場環境を整備することで、女性(男性も含めて)が職務に専念できることにつながり、品質証明員や本社安全指導員、積算担当等の役割で現場のバックアップを行い、当該工事の品質向上に寄与

【女性への現場環境の充実】

- ・企業による家事、育児、介護・福祉についての支援体制(時差出勤等の子育てサポート等)により評価する

【対象工事】

- ・すべての工事

【施設・現場の実費計上】

- ・女性技術者・女性技能者が現場で働くために必要な施設・設備等の実費計上を行う

【対象工事】

- ・すべての工事

3. 女性技能者の現場従事に対して、工事成績で加点評価する試行の実施

・女性技能者の現場配置を積極的に取り組み、施工に従事させたことが確認できた場合は工事成績で加点評価し、女性の感性が活かされるきめ細やかな施工による品質向上を図る

【対象工事】

- ・すべての工事

[II]建設業の将来担い手確保に向けて ～若手技術者の育成・登用の促進～

▼建設業は高齢層の技術者が比較的多く、若手技術者の層が非常に少ない状況となっている。豊富な経験や優れた技術力を有する熟練技術者との世代交代が間近に迫っており、これまでに培われた高度な技術等の継承が危ぶまれている状況である。

【平成26年度試行項目】

1. 配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕を若手技術者とする試行工事の実施

- ・平成24年度より若手技術者を登用・育成することを目的として「若手技術者評価型」の試行に取り組んできた結果、若手技術者を配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕として配置された工事において施工管理・品質等も熟練技術者に遜色ない結果が得られた
 - ・企業に対して実施したアンケート調査結果でも当該取り組みは「期待できる」と建設業界としても若手技術者を登用する制度への期待が寄せられている
 - ・1級土木施工管理技士で監理技術者資格を保有する技術者のうち「40歳以下」が占める割合は全体の20%以下(16.7%)と低い
- ⇒若手技術者の登用・育成を促す

【若手技術者評価型】

- ・入札参加要件として配置予定技術者〔監理(主任)技術者〕を若手技術者(40歳以下)とする

【対象工事】

- ・分任官工事のうち技術的に高度でない工事で試行

2. 現場代理人または担当技術者を若手技術者とする試行工事の実施

- ・建設業への新規入職者の減少により、将来の担い手不足、今後の技術力継承等の懸念が顕在化
 - ・若手技術者(35歳以下)を、現場代理人または担当技術者として配置する
- ⇒若手技術者の登用・育成を促す

【若手技術者配置評価型】

- ・現場代理人または担当技術者として35歳以下の技術者を専任配置する場合に、総合評価で資格に応じた加点を行う

【対象工事】

- ・分任官工事のうち技術的に高度でない工事で試行

※分任官工事とは発注予定金額の3億円未満の工事

[III]参加要件緩和による入札参加機会の拡大 ～入札不調・不落対策～

▼近年、円滑かつ確実な予算執行が極めて重要であるため、「入札不調・不落」が増加している現状も踏まえ、工事難易度に応じた企業の技術力を損なわない範囲で参加資格を緩和する。

【平成26年度試行項目】

1. 現場代理人の工事实績を監理(主任)技術者と同等評価する試行工事の実施

- ・総合評価の加点において、現場実績が監理(主任)技術者より低い評価であるため、現場代理人を経験した優秀な若手技術者でも、監理(主任)技術者に配置しにくいとの意見が多い
 - ・現場代理人の工事实績を監理(主任)技術者と同等の評価とする工事を実施し、技術者不足を緩和
- ⇒技術者の活用促進による受注機会の拡大が図られる

【現場代理人評価見直し型】

評価項目	監理(主任)技術者	現場代理人	担当技術者
工事实績(現行)	評価する(評価点の100%)	評価する(評価点の50%)	評価する(評価点の50%)
工事实績(試行)	評価する(評価点の100%)	評価する(評価点の100%)	評価する(評価点の50%)

【対象工事】

- ・分任官工事のうち技術的に高度でない工事で試行

2. 入札参加要件(同種工事の施工実績における工種や数量規模)を緩和する試行工事の実施

- ・比較的工事難易度の低い工事の場合は、施工面積や土量等の施工規模を原則設定しない
- ⇒企業の入札参加機会を拡大する

【入札参加資格要件緩和事例】

- 《現行》河川の護岸工事 300m²以上の実績 ⇒ 《試行》河川の護岸工事の実績
 《現行》道路の盛土工事 10,000m³以上の実績 ⇒ 《試行》道路の盛土工事の実績
 ※過去の参加条件や地域条件等から河川・道路の区分設定を行わないことも可とする

【対象工事】

- ・分任官工事のうち技術的に高度でない工事で試行

※分任官工事とは発注予定金額の3億円未満の工事

[IV]民間技術力を活用する多様な入札方式の展開 ～「技術提案重視型」の展開～

▼これまで本官工事において、技術評価項目として求めてきた技術提案等は、発注者が指定テーマを定め、当該テーマに対して求めていたところであるが、個々の企業が保有する高い技術力を活用するため、参加企業が当該工事の現地特性や構造特性を踏まえた自由テーマを設定してもらい、そのテーマに沿った技術提案を求め、更なる品質向上を目指す。また、分任官工事においても、地元建設業の技術力を活用し、更なる品質向上を目指す。

【平成26年度試行項目】

1. 大手総合建設業の技術力を活用する試行工事の実施

- ・本官工事において大手総合建設業の優れた技術力の更なる活用のため、指定テーマ(1テーマ)に加えて、当該工事の現地特性や目的物の構造特性を踏まえた自由テーマ(1テーマ)を設定する
⇒民間技術力の活用、工事目的物のさらなる品質向上が図られる

【技術提案評価型(課題提案型)】

《現行》①指定テーマ数 最大2テーマ【1テーマあたり 5提案×2テーマ =10項目と評価】

《試行》①指定テーマ数 1テーマ【1テーマ×5提案 =5項目評価】

- 発注者が工事内容に応じて、予めテーマ設定する
- 指定テーマに対する技術提案は最大5提案を基本とする

②自由テーマ数 1テーマ【1テーマ+4提案 =5項目評価】

- 参加企業に当該工事に関する課題を1提案(指定テーマ以外)求める
- 自由テーマに対する技術提案は最大4提案を基本とする

【対象工事】

- ・本官工事で試行

2. 地元建設業の技術力を活用する試行工事の実施

- ・分任官工事において技術提案評価型(S型)を積極的に適用し、地元建設業の持つ技術力の積極的な活用を図ることとする
- ・現場特性や工事目的物の特性に応じたものとし、工事目的物のさらなる品質向上を目指すものである
また、必要に応じて一括審査方式を適用し競争参加者、発注者双方の負担軽減を図る
⇒民間技術力の活用、工事目的物のさらなる品質向上が図られる

【技術提案評価型(分任官S型)】

①指定テーマ数 ⇒施工上の特定の課題等に関する工夫について、工事内容に応じ1テーマ設定する

②指定テーマに対する技術提案 ⇒最大3提案を基本とする。

※技術提案・審査様式の簡素化を図り事務作業量の負担軽減を図る

※必要に応じて一括審査方式を適用し競争参加者、発注者双方の負担軽減を図る

【対象工事】

- ・分任官工事のうち構造物等の工事で試行

3. 現場条件を熟知した地元建設業の技術力を活用する試行工事の実施

- ・競争参加者の技術者、企業の評価に加え、施工計画の評価を行うことにより当該工事における特徴等を反映した技術提案を評価する
⇒民間技術力の活用、工事目的物のさらなる品質向上が図られる

【施工能力評価型(施工計画評価型)】

・「環境対策」「安全対策」「品質確保」「工程管理」「関係機関との調整」より当該工事の現場条件にあった課題設定(5項目から2項目を選定)を行う

・設定した課題に対して2提案を施工計画として求める

【対象工事】

- ・分任官工事のうち技術的に高度でない工事で試行

※本官工事とは発注予定金額の3億円以上、分任官工事とは発注予定金額の3億円未満の工事